

## 第 1 次選考免除の条件(令和 6 年 9 月現在)

福井県教育委員会

本資料の情報は暫定的なものです。今後、次年度の第 1 次選考免除形態や免除要件については、変更する場合があります。その場合、随時、教職員課のホームページにて告知していきますので、定期的に確認するようにしてください。

## 免除の種類と対象について

## ◎他都道府県国公立学校での正規勤務経験者

免除の種類	免除となる試験	対象
第 1 次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	他都道府県において、 <u>国立大学法人または地方公共団体が設置する学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く）</u> に正規の主幹教諭、指導教諭、教諭または養護教諭、栄養教諭として <u>出願時に任用中の者</u> および <u>退職後 3 年以内の者</u> で、 <u>講師経験を含め 3 年以上の勤務経験を有する者</u> （常時勤務を要するものに限る。休職、休業期間は除く。） ただし、勤務中または勤務していた校種に限る。

## ◎講師等経験者が対象となる免除制度

免除の種類	免除となる試験	対象
第 1 次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	令和 7 年度教員採用選考試験（令和 6 年実施）の第 1 次選考合格者（講師等経験による第 1 次選考全部免除者含む）で、下に記載の「 <u>講師等の条件①</u> 」を満たす者。（ただし、県内国公立学校に限る）
第 1 次選考 一部免除	一般・教職	令和 7 年度教員採用選考試験（令和 6 年実施）で「 <u>一般・教職</u> 」が基準に達していた者で、下に記載の「 <u>講師等の条件①</u> 」を満たす者。（県内私立学校を含む） ※令和 7 年度教員採用選考試験（令和 6 年実施）において、第 1 次選考を一部免除で受験した者も含む。

## 「講師等の条件①」

- 令和 7 年度教員採用選考試験（令和 6 年実施）の第 1 次選考受験後に、福井県内の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等<sup>※1</sup>で **3 か月以上**<sup>※2</sup>（見込みを含む）の勤務実績を有すること。  
ただし、会計年度任用職員（講師）の場合は、授業を **週 5 時間以上**<sup>※3</sup> 行っていること。
- 大学または大学院在籍中（通信教育受講生、科目等履修生等を除く）に、令和 7 年度教員採用選考試験（令和 6 年実施）を受験した者は、福井県内の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等<sup>※1</sup>で **30 日以上**（見込みを含む）の勤務実績を有すること。  
ただし、会計年度任用職員の場合は、授業を **週 5 時間以上**<sup>※3</sup> 行っていること。

※ 1 福井県内の市町採用および国立学校の講師等の場合、教員免許状の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。（チームティーチングによる授業も可）  
\*一部免除の場合、これに県内私立学校の講師等も含まれます。

※ 2 3 か月以上の期間計算については、該当月に 1 日でも勤務日数があれば、1 か月と数える。

※ 3 養護教諭、栄養教諭の場合、「授業」の条件は問わない。

## ◎大学院在学者が対象となる免除制度

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	令和7年度教員採用選考試験（令和6年実施）の第1次選考合格者（講師等経験による第1次選考全部免除者含む）で、令和7年度に大学院または教職大学院に在学中の者。
第1次選考 一部免除	一般・教職	令和7年度教員採用選考試験（令和6年実施）で「 <u>一般・教職</u> 」が基準に達していた者で、令和7年度に大学院または教職大学院に在学中の者。

★全部免除の資格は、令和7年度教員採用選考試験（令和6年実施）で合格した校種・教科等での受験にのみ有効です。それ以外の校種・教科等で受験する場合は、一部免除となります。通知文書の内容を確認してください。

## ◎60月以上講師等経験者が対象となる免除制度

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	<u>令和7年度に</u> 県内国公立学校に勤務する講師等で、下記「 <u>講師等の条件②</u> 」を満たす者

### 「講師等の条件②」

・令和7年3月31日時点で、福井県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等※1で、60月以上※2の勤務実績を有すること。  
ただし、会計年度任用職員（非常勤講師）の場合は、授業を週5時間以上※3行っていること。

- ※1 福井県内の市町採用および国立学校の講師等の場合、教員免許状の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。（チームティーチングによる授業も可）
- ※2 上記60月以上の期間計算については、該当月に1日でも勤務日数があれば、1か月と数える。
- ※3 養護教諭、栄養教諭の場合、「授業」の条件は問わない。

